

令和8年 第4回

三種町選挙管理委員会議案

令和8年3月2日提出

日	時	令和8年3月2日(月)
		午前9時00分
場	所	三種町役場2階 第2会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第23号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第24号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第11号 登録の移替えをした者について
 - 報告第12号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第13号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第25号 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の有効期限を定めることについて
 - 議案第26号 選挙時登録の基準日、登録日を定めることについて
 - 議案第27号 選挙人名簿の移替えの延期について
 - 議案第28号 選挙長及びその職務代理者の選任について
 - 議案第29号 選挙長の執務場所を定めることについて
 - 議案第30号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて
 - 議案第31号 委員長専決事件の指定について
 - 議案第32号 投票用紙の色及び文字の色を定めることについて
 - 議案第33号 投票所を定めることについて
 - 議案第34号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて
 - 議案第35号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて
 - 議案第36号 移動期日前投票所の開閉時刻について
 - 議案第37号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて
 - 議案第38号 選挙公報掲載順序決定のくじを行う場所を定めることについて
 - 議案第39号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて
 - 議案第40号 候補者届出の受付順位の決定方法について

- 議案第 4 1 号 投票及び開票の順序を定めることについて
- 議案第 4 2 号 開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて
- 議案第 4 3 号 選挙会の日時及び場所を定めることについて
- 議案第 4 4 号 選挙会（開票）参観人の数に制限を設けることについて
- 議案第 4 5 号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部改正について
- 議案第 4 6 号 三種町公職選挙執行規程の一部改正について
- 議案第 4 7 号 三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正について
- 協議第 1 号 三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙執行計画について
- 協議第 2 号 選挙公営の手引きについて

4 その他

議案第 23 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

- 1 新有権者登録 令和 8 年 3 月 1 日までに満 18 歳に達する者
生年月日：平成 20 年 2 月 10 日から平成 20 年 3 月 2 日まで
男 1 人 女 5 人 小計 6 人
- 2 転入登録 令和 7 年 12 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：令和 7 年 10 月 27 日から令和 7 年 12 月 1 日まで
男 8 人 女 5 人 小計 13 人
- 3 登録者総数 男 9 人 女 10 人 合計 19 人

議案第 24 号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第 28 条の規定により、令和 8 年 3 月 1 日現在において別紙の者
を選挙人名簿から抹消する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：令和 8 年 2 月 7 日から令和 8 年 2 月 28 日まで
男 10 人 女 16 人 小計 26 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 令和 7 年 10 月 31 日以前に三種町から転出した者
転出日：令和 7 年 10 月 8 日から令和 7 年 10 月 31 日まで
男 7 人 女 5 人 合計 12 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 17 人 女 21 人 合計 38 人 |

報告第11号

登録の移替えをした者について

令和8年3月1日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和8年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

令和8年1月21日から令和8年2月28日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男 5人 女 17人 合計 22人

報告第12号

選挙権を有する者の50分の1の数について

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は250である。

令和8年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

参 考

第74条第1項 条例の改廃請求

第75条第1項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第13号

選挙権を有する者の3分の1の数について

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,166である。

令和8年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

参 考

- 第76条第1項 議会の解散請求
- 第80条第1項 議員の解職請求
- 第81条第1項 長の解職請求
- 地教組第8条第1項 教育委員の解職請求

議案第 25 号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示
に用いる証票の有効期限を定めることについて

公職選挙法第 143 条第 17 項及び公職選挙法施行令第 110 条の 5 第 8 項
並びに三種町公職選挙執行規程第 9 条第 2 項の規定により、政治活動のために
使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の有効期限を、次
のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

有効期限 令和 12 年 3 月

議案第26号

選挙時登録の基準日、登録日を定めることについて

令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、公職選挙法第22条第2項に基づく選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和8年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
令和8年4月20日（月）
（ただし年齢については令和8年4月26日）
- 2 登録を行う日 令和8年4月20日

議案第 27 号

選挙人名簿の移替えの延期について

公職選挙法施行令第 17 条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

移替えを延期する期間

令和 8 年 3 月 31 日（火）から令和 8 年 4 月 26 日（日）まで

議案第28号

選挙長及びその職務代理者の選任について

令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和8年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

選挙長 住所 (省略)
氏名 木村 信悦

職務代理者 住所 (省略)
氏名 田村 明

議案第29号

選挙長の執務場所を定めることについて

令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

令和8年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

令和8年4月21日（火） 午前8時30分以降
三種町鶴川字岩谷子8番地 三種町選挙管理委員会事務室

議案第30号

ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて

令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における三種町ポスター掲示場設置条例第2条第1項の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

令和8年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

琴丘地区	41箇所		
山本地区	41箇所		
八竜地区	32箇所	計	114箇所

設置箇所は別紙のとおり

議案第 3 1 号

委員長専決事件の指定について

三種町選挙管理委員会規程第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

委員長専決指定事項

令和 8 年 4 月 2 6 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の掲示板の区画数

議案第32号

投票用紙の色及び文字の色を定めることについて

令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票用紙の色及び文字の色を次のとおり定める。

令和8年3月2日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木村 信悦

- | | | |
|---------------|-----------|------|
| 1 三種町長選挙 | 投票用紙の色 | 白 |
| | 投票用紙の文字の色 | 黒 |
| 2 三種町議会議員一般選挙 | 投票用紙の色 | オレンジ |
| | 投票用紙の文字の色 | 黒 |

議案第 33 号

投票所を定めることについて

令和 8 年 4 月 26 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木村 信悦

1 投票所

投票区	施設 の 名称	所在地
鯉川	旧鯉川小学校	三種町鯉川字片平 34 番地
鹿渡南	琴丘保育園	三種町鹿渡字東小瀬川 43 番地 1
鹿渡北	琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳 29 番地 3
新屋敷	新屋敷集会所	三種町鹿渡字寺後 170 番地
上岩川	旧上岩川小学校	三種町上岩川字柏木岱 40 番地
大町	山本地域拠点センター	三種町森岳字町尻 35 番地
林崎	林崎自治会館	三種町森岳字東囲 151 番地
下岩川	すいらんの館	三種町下岩川字長面谷地 39 番地 2
金岡	金陵の館	三種町豊岡金田字金光寺 4 番地 1
北金岡	中嶋ふれあいセンター	三種町外岡字中嶋 4 番地 1
鵜川	鵜川地区館	三種町鵜川字西鵜川 85 番地
大曲	大曲コミュニティセンター	三種町鵜川字大曲 117 番地
浜口	浜口地区館	三種町浜田字福沢 63 番地 1
芦崎	せいぶ館	三種町芦崎字芦崎 485 番地

2 共通投票所

投票区	施設 の 名称	所在地
全ての 投票区	琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳 29 番地 3
	山本地域拠点センター	三種町森岳字町尻 35 番地
	鵜川地区館	三種町鵜川字西鵜川 85 番地

議案第34号

投票所の閉鎖時刻を定めることについて

公職選挙法第40条第1項の規定により、令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

令和8年3月2日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木村 信悦

1 投票所

投票区	施設の名称	閉鎖時刻
鯉川	旧鯉川小学校	午後6時までとし、閉鎖時刻を2時間繰り上げる。
鹿渡南	琴丘保育園	
鹿渡北	琴丘地域拠点センター	
新屋敷	新屋敷集会所	
上岩川	旧上岩川小学校	
大町	山本地域拠点センター	
林崎	林崎自治会館	
下岩川	すいらんの館	
金岡	金陵の館	
北金岡	中嶋ふれあいセンター	
鵜川	鵜川地区館	
大曲	大曲コミュニティセンター	
浜口	浜口地区館	
芦崎	せいぶ館	

2 共通投票所

投票区	施設の名称	閉鎖時刻
全ての投票区	琴丘地域拠点センター	午後6時までとし、閉鎖時刻を2時間繰り上げる。
	山本地域拠点センター	
	鵜川地区館	

議案第 35 号

期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて

令和 8 年 4 月 26 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木村 信悦

1 期日前投票を行う場所及び期間

期 日 前 投 票 所			
施設の名 称	所 在 地	閉鎖時刻	設置期間
琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳 29 番地 3	午前 8 時 30 分 ～ 午後 8 時	4 月 22 日
山本地域拠点センター	三種町森岳字町尻 35 番地		～
八竜農村環境改善センター	三種町鶺川字西本田 2 番地		4 月 25 日

移 動 期 日 前 投 票 所			
施設の名称	所 在 地	閉鎖時刻	設置期間
勝平地区集会所	三種町上岩川字勝平63番地3	午前9時30分 ～ 午前11時30分	4月25日 (土)
達子集落生活改善センター	三種町下岩川字達子170番地1		
釜谷公民館	三種町大口字釜谷18番地		
山本ふるさと文化館	三種町森岳字東堤沢72番地44	午後0時30分 ～ 午後2時30分	
大口公民館	三種町大口字大口45番地		
豊岡公民館	三種町豊岡金田字豊岡91番地1	午後3時30分 ～ 午後5時30分	
川尻自治会館	三種町川尻字東大堤下76番地3		

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町鵜川字岩谷子8番地 三種町選挙管理委員会事務室

令和8年4月22日(水)から令和8年4月25日(土)まで

午前8時30分から午後8時まで

議案第 36 号

移動期日前投票所の開閉時刻について

公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項の規定による読み替え後の第 40 条第 1 項ただし書の規定により、令和 8 年 4 月 26 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における移動期日前投票所の開閉時刻を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木村 信悦

移動期日前投票所

施設 の 名 称	開 設 時 刻	繰上げ・繰下げ時刻
勝平地区集会所	午前 9 時 30 分	開始時刻を 1 時間繰り下げ、 閉鎖時刻を 2 時間 30 分繰り上げる。
達子集落生活改善センター	～	
釜谷公民館	午前 11 時 30 分	
山本ふるさと文化館	午後 0 時 30 分	
大口公民館	～	
豊岡公民館	午後 2 時 30 分	
川尻自治会館	～	
	午後 3 時 30 分	
	～	
	午後 5 時 30 分	

議案第 37 号

不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵送により発送できる日を定めることについて

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 4 項の規定により、令和 8 年 4 月 26 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

郵便により発送できる日 令和 8 年 4 月 17 日（金）

議案第 38 号

選挙公報掲載順序決定のくじを行う場所を定めることについて

令和 8 年 4 月 26 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、三種町選挙公報の発行に関する条例第 4 条第 2 項に規定する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町役場 第 1 会議室

議案第 39 号

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて

令和 8 年 4 月 26 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、公職選挙法第 175 条第 3 項の規定により行う、投票記載所に掲示する氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

1 日 時 令和 8 年 4 月 21 日（火） 午後 5 時 40 分

2 場 所 三種町鶴川字岩谷子 8 番地 三種町役場 第 1 会議室

議案第40号

候補者届出の受付順位の決定方法について

令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における立候補届出の受付順位は、選挙の期日の告示日の午前8時30分現在において、三種町八竜農村環境改善センターに到着している者に限り、くじでその順位を定める。

令和8年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

(議案第40号別紙)

三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における立候補届出の受付要領

1 受付の順序

三種町長及び三種町議会議員一般選挙における立候補届出の受付順序は、受付事務の迅速化と公正を期すため、選挙長が行うくじにより定めるものとする。

2 選挙長が行うくじの対象者及び方法

(1) くじの対象者

選挙期日の告示日の午前8時30分までに立候補届出のため受付の会場に参集した者を対象とする。

(2) くじを引く順序を決めるくじ

くじの対象となった立候補予定者数と同数のくじ棒をくじ箱に入れ、取り出したくじ棒の番号をもって立候補届出の受付順序のくじを引く順序とする。

(3) 立候補届出の受付順序を決めるくじ

くじの対象となった立候補予定者数と同じ数だけの番号を付した抽せん器用の玉を抽せん器に入れ、(2)のくじで決めた順序により、順次取り出した玉の番号をもって立候補届出の受付順序とする。

3 くじの対象とならなかった者の立候補届出の受付順序

くじの対象とならなかった者は、くじによって決定された最後の順序の次の順序とし、2人以上のときは、到着順とする。

4 立候補届出の受付順序

- ①三種町長選挙 ②三種町議会議員一般選挙

議案第41号

投票及び開票の順序を定めることについて

令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票及び開票の順序を次のとおり定める。

令和8年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

- 1 投票の順序
 - 第1 三種町長選挙の投票
 - 第2 三種町議会議員一般選挙の投票

- 2 開票の順序
 - 第1 三種町長選挙の開票
 - 第2 三種町議会議員一般選挙の開票

議案第 4 2 号

開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて

令和 8 年 4 月 2 6 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、選挙会の区域と開票区の区域が同一であることから、公職選挙法第 7 9 条第 1 項の規定により、その開票の事務と選挙会の事務を併せて行う。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

議案第43号

選挙会の日時及び場所を定めることについて

令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和8年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

1 投票を行う場合

- (1) 選挙会の日時 令和8年4月26日(日)午後7時開始
- (2) 選挙会の場所 三種町鶉川字西本田65番地1
三種町八竜体育館

2 投票を行わない場合

- (1) 選挙会の日時 令和8年4月26日(日)午前10時開始
- (2) 選挙会の場所 三種町鶉川字岩谷子8番地
三種町役場 第1会議室

議案第 4 4 号

選挙会（開票）参観人の数に制限を設けることについて

令和 8 年 4 月 2 6 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙会（開票）の参観人の数を次のとおり制限する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 立候補者及びその関係者 | 立候補者 1 人につき 5 人以内 |
| 2 | 一般の参観者 | 先着順に 5 0 人以内
令和 8 年 4 月 2 6 日午前 1 1 時から午前 1 1 時 3 0 分三種町役場本庁 1 階ホールにて入場整理券を配布する。 |

議案第 4 5 号

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する
規程の一部改正について

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の
一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

1 改正理由

公職選挙法施行令の改正により選挙運動に関するビラ及びポスター作成公営費の限度額が引き上げられたことに伴い、公職選挙法施行規則で定める諸様式も改正されたことから、本規程で定める様式中の金額を改正後の額に改正します。

また、その他所要の改正を行います。

2 改正内容

- (1) ビラ作成公営費の限度額を 7 円 73 銭から 8 円 38 銭に改めます。(様式第 5 号その 1 及び第 6 号その 2 関係)
- (2) ポスター作成公営費の限度額を 541 円 31 銭から 586 円 88 銭に改めます。(様式第 5 号その 2 及び第 6 号その 3 関係)
- (3) 町の方針に従い、請求書への押印を廃止するとともに、真正性の確認のため発行責任者及び担当者を記載する欄を加えます(様式第 6 号その 1、その 2 及びその 3 関係)。

3 施行日

告示の日から施行し、施行の日以後その期日を告示される選挙について適用します。

(議案第45号別紙)

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する告示(案)

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程(令和2年選挙管理委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正案の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正案	現行
<p>様式第5号(第5条関係)</p> <p>(その1)</p> <p style="text-align: center;">選挙運動用ビラ作成証明書</p> <p>(略)</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 枚数 枚</p> <p>(2) 限度額 <u>8円38銭</u>(単価)×確認された作成枚数=限度額(1円未満の端数は切り上げる。)</p> <p>(その2)</p> <p style="text-align: center;">選挙運動用ポスター作成証明書</p> <p>(略)</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 枚数 ポスター掲示場数</p> <p>(2) 限度額 $\frac{316,250 \text{円} + \underline{586 \text{円} 88 \text{銭}} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$</p>	<p>様式第5号(第5条関係)</p> <p>(その1)</p> <p style="text-align: center;">選挙運動用ビラ作成証明書</p> <p>(略)</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 枚数 枚</p> <p>(2) 限度額 <u>7円73銭</u>(単価)×確認された作成枚数=限度額(1円未満の端数は切り上げる。)</p> <p>(その2)</p> <p style="text-align: center;">選挙運動用ポスター作成証明書</p> <p>(略)</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 枚数 ポスター掲示場数</p> <p>(2) 限度額 $\frac{316,250 \text{円} + \underline{541 \text{円} 31 \text{銭}} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$</p>

1円未満の端数は切り上げる。

単価×確認された作成枚数＝限度額

様式第6号（第6条関係）

（その1）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

年 月 日

三種町長

様

住 所
氏名又は名称
法人の代表者氏名

（略）

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

発行責任者及び担当者

・発行責任者

（電話番号 E-mail ）

・担当者

（電話番号 E-mail ）

（その2）

請 求 書
（選挙運動用ビラの作成）

年 月 日

三種町長

様

1円未満の端数は切り上げる。

単価×確認された作成枚数＝限度額

様式第6号（第6条関係）

（その1）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

年 月 日

三種町長

様

住 所
氏名又は名称
法人の代表者氏名



（略）

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

（その2）

請 求 書
（選挙運動用ビラの作成）

年 月 日

三種町長

様

住 所
氏名又は名称
法人の代表者氏名

(略)

3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	
(電話番号	E-mail)
・担当者	
(電話番号	E-mail)

別紙

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
(略)									
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			8.38						

(略)

(その3)

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

年 月 日

三種町長

様

住 所
氏名又は名称
法人の代表者氏名



(略)

3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

別紙

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
(略)									
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			7.73						

(略)

(その3)

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

年 月 日

三種町長

様

住 所
氏名又は名称
法人の代表者氏名

(略)

- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

発行責任者及び担当者

・発行責任者

(電話番号 E-mail)

・担当者

(電話番号 E-mail)

別紙

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ポスターの作成)

(略)

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。
$$\frac{316,250 \text{ 円} + \underline{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭}} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 1円未満の端数は切り上げる。
- 3 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

住 所
氏名又は名称
法人の代表者氏名



(略)

- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

別紙

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ポスターの作成)

(略)

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。
$$\frac{316,250 \text{ 円} + \underline{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭}} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 1円未満の端数は切り上げる。
- 3 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年3月2日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 4 6 号

三種町公職選挙執行規程の一部改正について

三種町公職選挙執行規程の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正が令和 7 年 6 月 2 7 日に公布され、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準について、物価変動等を考慮した引き上げが行われました。

町選挙の執行に係る実費弁償及び報酬の額についても、国の基準に準じた単価を用いるため、三種町公職選挙執行規程の一部改正を行います。

また、その他所要の改正を行います。

2 改正内容

(1) 選挙運動に従事する者に支給することができる額の基準 (第 3 4 条関係)

実費弁償 (第 1 項第 1 号)

	現行	改正案
航空賃	(新設)	航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
宿泊料	1 夜につき 12,000 円 (食事料 2 食分を含む)	1 夜につき 23,000 円 (食事料 2 食分を含む)

弁当料	1食につき 1,000 円 1日につき 3,000 円	1食につき 1,500 円 1日につき 4,500 円
茶菓料	1日につき 500 円	1日につき 1,000 円

報酬（第2項）

	現行	改正案
事務員	10,000 円	15,000 円
車上等運動員	15,000 円	20,000 円
手話通訳者	15,000 円	20,000 円
要約筆記者	15,000 円	20,000 円

（2）選挙運動のために使用する労務者に支給することができる額の基準（第34条関係）

実費弁償（第1項第3号）

	現行	改正案
宿泊料	1夜につき 10,000 円 (食事料を除く)	1夜につき 20,000 円 (食事料を除く)

（3）不要な規定の削除（第36条）

漁業法及び土地改良法の改正により、選挙管理委員会による管理が廃止されているため、該当箇所を改正します。

（4）ポスター掲示場の材質について（第12条関係様式第7号）

備考1において掲示板の材質を「アルミ板」としているが、実際は近年の選挙ではS Tボード（再生パルプ素材）を使用しているため、「アルミ板」の記載を削り、材質を指定しないこととします。

3 施行期日

告示の日から施行し、施行の日以後その期日を告示される選挙について適用します。

(議案第46号別紙)

三種町公職選挙執行規程の一部を改正する告示(案)

三種町公職選挙執行規程(平成18年選挙管理委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正案の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正案	現行
<p>(実費弁償及び報酬の額)</p> <p>第34条 法第197条の2第1項の規定により、選挙運動に従事する者に対して支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のため使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額を次のように定める。</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p><u>ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u></p> <p>エ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く)について、路程に応じた実費額</p> <p>オ 宿泊料(食事料2食分を含む) 1夜につき<u>23,000円</u></p> <p>カ 弁当料 1食につき<u>1,500円</u> 1日につき<u>4,500円</u></p> <p>キ 茶菓料 1日につき<u>1,000円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる</p>	<p>(実費弁償及び報酬の額)</p> <p>第34条 法第197条の2第1項の規定により、選挙運動に従事する者に対して支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のため使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額を次のように定める。</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く)について、路程に応じた実費額</p> <p>エ 宿泊料(食事料2食分を含む) 1夜につき<u>12,000円</u></p> <p>オ 弁当料 1食につき<u>1,000円</u> 1日につき<u>3,000円</u></p> <p>カ 茶菓料 1日につき<u>500円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる</p>

実費弁償の額

- ア 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号アからエまでに掲げる額
イ 宿泊料（食事を除く） 1夜につき20,000円

2 法第197条の2第2項に規定する選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりとする。

- (1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円
(2) 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき20,000円

（その他の選挙又は投票の場合）

第36条

_____地方自治法（昭和22年法律第67号）により、法又は令を準用し、若しくはその例によることとされている選挙又は投票については、当該法令に特別の定めがある場合又は特別の措置を要する場合を除いては、この告示の例による。

様式第7号（第12条関係）（ポスター掲示場の様式）

（略）

- 備考 1 掲示板は_____、設置期間中の風雨等に耐え得る構造にすること。
2 掲示板にはポスター区画を明確に表示し、この区画の大きさは縦、横それぞれ45センチメートルとすること。
3 掲示板の区画には番号を表示すること。

実費弁償の額

- ア 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号ア、イ及びウに掲げる額
イ 宿泊料（食事を除く） 1夜につき10,000円

2 法第197条の2第2項の規定によって、選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員及び専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額は、選挙運動のために使用する事務員にあっては1人1日につき10,000円とし、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）に使用する者にあっては1人1日につき15,000円とする。

（その他の選挙又は投票の場合）

第36条

漁業法（昭和24年法律第267号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）により、法又は令を準用し、若しくはその例によることとされている選挙又は投票については、当該法令に特別の定めがある場合又は特別の措置を要する場合を除いては、この告示の例による。

様式第7号（第12条関係）（ポスター掲示場の様式）

（略）

- 備考 1 掲示板はアルミ板とし、設置期間中の風雨等に耐え得る構造にすること。
2 掲示板にはポスター区画を明確に表示し、この区画の大きさは縦、横それぞれ45センチメートルとすること。
3 掲示板の区画には番号を表示すること。

- 4 掲示板は、当該選挙の全候補者が1面に掲示できるものにする
こと。ただし、やむを得ない事情があるときは、2面以上に分割する
ことも差し支えないが、この場合には必ず一つの掲示場としての一
体性を確保すること。
- 5 標題及び注意書きは、縦書きにすることができる。
- 6 標題の欄には、啓発事項を掲載することができる。
- 7 注意書きは、掲示板の末尾に記載することができる。

- 4 掲示板は、当該選挙の全候補者が1面に掲示できるものにする
こと。ただし、やむを得ない事情があるときは、2面以上に分割する
ことも差し支えないが、この場合には必ず一つの掲示場としての一
体性を確保すること。
- 5 標題及び注意書きは、縦書きにすることができる。
- 6 標題の欄には、啓発事項を掲載することができる。
- 7 注意書きは、掲示板の末尾に記載することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年3月2日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の三種町公職選挙執行規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 47 号

三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正について

三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

1 改正理由

選挙事務の円滑な執行のため追加したい規定及び現行の規定に誤りがあったため、一部改正します。

2 改正内容（第 2 条関係）

（1）専決処分事項の追加

選挙時における選挙人名簿の移替えの延期については、投票所入場券作成のため、告示（公示）日以前に作業を行っています。現行規程では選挙管理委員会に議案として諮る必要がありますが、衆議院解散に伴う総選挙は時間的余裕が無く、選挙管理委員会の開催前に移替えの延期を行わなければ入場券の到着が間に合わない場合が考えられます。

したがって、選挙事務の円滑な執行のため、選挙人名簿の移替えに関することを委員長専決処分事項に追加するものです。

（2）専決処分事項の削除

選挙立会人の届出の受理、くじの実施、補充選任等については、公職選挙法第 72 条で規定されており、開票立会人について定めている第 62 条の規

定を準用するとしています。

この場合において、第62条中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と読み替えるものとしています。

したがって、選挙立会人の選任等について現行規程では選挙管理委員長の専決事項とされていますが、正しくは選挙長が行うべきものでありますので、選挙立会人に関する規定を削ります。

3 施行日

令和8年3月2日から施行します。

(議案第 4 7 号別紙)

三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する告示 (案)

三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程 (平成 1 8 年選挙管理委員会告示第 5 号) の一部を次のように改正する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正案の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(委員長の専決処分事項)</p> <p>第 2 条 委員会の権限に属する事件のうち、委員長が専決処分できるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) 公職選挙法施行令 (昭和 2 5 年政令第 8 9 号。以下「令」という。)</u> <u>第 1 7 条の規定による登録の移替えに関すること。</u></p> <p><u>(7) 令</u> <u>第 1 9 条の規定により、選挙人名簿の移送又は引継ぎをすること。</u></p> <p><u>(8) ~ (1 0) (略)</u></p> <p><u>(1 1) 法第 6 2 条</u>_____の規定により、開票立会人_____ _となるべき者の届出の受理、人数制限等のくじの実施及び補充選任をすること。</p> <p><u>(1 2) ~ (2 9) (略)</u></p>	<p>(委員長の専決処分事項)</p> <p>第 2 条 委員会の権限に属する事件のうち、委員長が専決処分できるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) 公職選挙法施行令 (昭和 2 5 年政令第 8 9 号。以下「令」という。)</u> 第 1 9 条の規定により、選挙人名簿の移送又は引継ぎをすること。</p> <p><u>(7) ~ (9) (略)</u></p> <p><u>(1 0) 法第 6 2 条及び第 7 6 条</u>の規定により、開票立会人、<u>選挙立会人</u>となるべき者の届出の受理、人数制限等のくじの実施及び補充選任をすること。</p> <p><u>(1 1) ~ (2 8) (略)</u></p>

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 2 日から施行する。

協議第1号

三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙執行計画について

令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙執行計画について、別紙のとおり協議します。

令和8年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

協議第2号

選挙公営の手引きについて

選挙公営の手引きについて、別紙のとおり協議します。

令和8年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

【今後の日程】

月日	場所・時間	日程等
3月19日(金)	八竜農村環境改善センター 午前10時～	立候補者説明会 ※委員長及び委員の出席をお願いします。
4月7日(火)	三種町役場 第1会議室 午前9時～正午	町長選挙・議会議員一般選挙立候補届 出事前審査
4月17日(金)	—	不在者投票に係る投票用紙、投票用封筒 郵送開始
4月20日(月)	三種町役場 第2会議室 午前9時	令和8年第5回選挙管理委員会
4月21日(火)	—	町長選挙・町議会議員一般選挙 告示 日
	八竜農村環境改善センター 午前8時30分～ 午後5時	立候補届出受付 ※委員長及び委員の出席をお願いします。
	三種町役場 第1会議室 午後5時10分	選挙公報の掲載順序を定めるくじ ※委員長の出席をお願いします。
	三種町役場 第1会議室 午後5時40分	氏名掲示の順番を定めるくじ ※委員長の出席をお願いします。
4月22日(水)～ 4月25日(土)	午前8時30分～ 午後8時	期日前投票・不在者投票
4月23日(木)	午後5時	選挙立会人届出期限
	三種町役場 第1会議室 午後5時30分	選挙立会人を定めるくじ ※選挙長(委員長)の出席をお願いします。
4月24日(金)	—	選挙公報配付(新聞折込)
4月26日(日) ※投票がある場合	—	町長選挙・町議会議員一般選挙 投・ 開票日

	午前7時～ 午後6時	投票 ※委員長 8時までに参集をお願いします ※委員 13時30分までに参集をお願いします。
	三種町役場 午後1時40分	第6回選挙管理委員会 (随時抹消)
	三種町八竜体育館 午後7時～	選挙会及び開票 第7回選挙管理委員会 (当選証書の付与等)
4月26日(日) ※無投票の場合	三種町役場 第1会議室 午前10時～	無投票選挙会 ※委員長及び委員の出席をお願いします。
5月11日(月)	—	選挙運動費用収支報告書提出期限 (選挙期日から15日以内)
6月1日(月)	三種町役場 第2会議室 午前9時～	第8回選挙管理委員会